

平成22年度岡山県包括外部監査結果報告書概要

包括外部監査人 大 土 弘

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の対象

岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について

2 監査の対象を選定した理由

岡山県は、昭和49年、総合的な出先機関として9地方振興局を設置した。その後、社会経済状態が大きく変化したことに伴い、新しい時代に対応した真に効率的な行政体制の確立を目指して、平成17年から再編を開始し、平成21年4月、3県民局に地域事務所を設置することを内容とする再編が完了した。

上記再編完成後1年が経過したため、同再編が当初の目的をどの程度達成しているのかは県民にとって関心の大きいものと思われる。

そこで、3県民局が所管する行政の財務について合理性、経済性、効率性の観点から監査を行うことが有意義であると考えた。

第2章 備前・備中及び美作県民局（以下「3県民局」という）の概要（平成21年度）

1 3県民局の所管区域

（1）3県民局の所在地

ア 備前県民局	岡山市北区弓之町6-1
東備地域事務所	和気郡和気町和気487-2
イ 備中県民局	倉敷市羽島1083
井笠地域事務所	笠岡市六番町2-5
高梁地域事務所	高梁市落合町近似286-1
新見地域事務所	新見市高尾2400
ウ 美作県民局	津山市山下53
真庭地域事務所	真庭市勝山591
勝英地域事務所	美作市入田291-2

（2）3県民局の所管区域

ア 備前県民局	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
東備地域事務所	備前市、赤磐市、和気町
イ 備中県民局	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
井笠地域事務所	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁地域事務所	高梁市
新見地域事務所	新見市

ウ 美作県民局 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

真庭地域事務所 真庭市、新庄村

勝英地域事務所 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

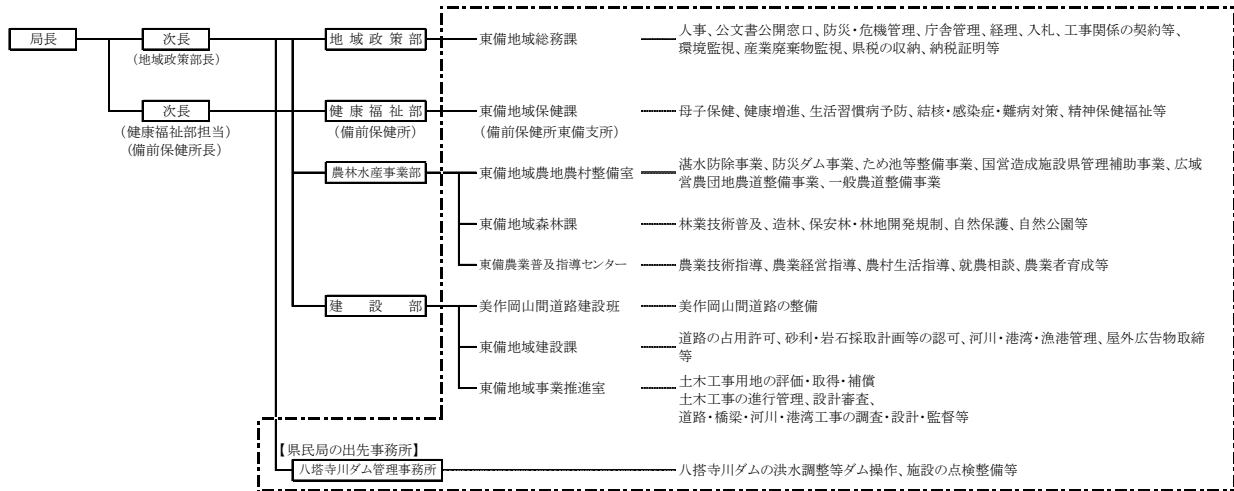
2 3 県民局の組織、所管事務及び配置人員

(1) 組織

大旨 3 県民局の組織は共通である。備前県民局の組織図を代表的な例として示しておく。



機構及び分掌事務(東備地域)



(2) 配置人員

3 県民局の合計配置人員は次のとおりである。

(平成21年4月1日)

	管理部門				税務部	健康福祉部	農林水産部	建設部	局人員	局事務所先員	合計
	地域政策部										
	協働推進室	総務課	環境課	計							
備前県民局	16	24	13	53	97	101	115	104	470	13	483
東備地域事務所		8		8	0	15	33	49	105	0	105
備中県民局	19	22	16	57	72	94	99	86	408	51	459
井笠地域事務所		9		9	0	18	43	49	119	0	119
高梁地域事務所		9		9	0	20	27	41	97	0	97
新見地域事務所		8		8	0	9	31	48	96	0	96
美作県民局	16	21	15	52	30	91	119	89	381	7	388
真庭地域事務所		10		10	0	18	31	46	105	0	105
勝英地域事務所		8		8	0	12	27	48	95	0	95
計	51	119	44	214	199	378	525	560	1,876	71	1,947

第3章 3 県民局への再編整備の経緯

1 地方振興局の設置

岡山県は、昭和49年7月、地域の特性に応じながら、地域住民に密着した総合的で効率的な行政を推進するため、地域の基幹的な出先機関を9つの生活圏ごとに整備・統合した地方振興局を設置した。

しかしながら、①岡山県を取り巻く社会経済状況が著しく変化したこと、②環境問題への対応や、県政の目標である「快適生活県」を実現させるための様々な分野での協働の推進など、新たな課題に対応していく必要があること、③厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、効率的な行政運営を一層進めていくことが求められていることから、以下のような経緯で地方振興局の再編整備を行った。

2 地方振興局から3県民局への再編整備の経緯

- (1) 平成9年11月に発表された第1次岡山県行財政改革大綱では、その方策の一つとして柔軟でスリムな行政システムの構築を挙げ、地方振興局制度について、「発足以来20年以上にわたって地域振興に大きな役割を果たしてきたが、中核市制度の施行や地方分権の進展を踏まえ、今後、所管区域も含めた振興局のあり方を再検討する」と示した。
- (2) 平成11年11月17日に発表された第2次岡山県行財政改革大綱においては、重点的な実施が必要な事項の筆頭に地方振興局の見直しを挙げ、地方振興局の在り方を①行政の効率化、組織のスリム化、②生活圏の拡大、広域的行政課題の増大への対応、③地方分権の時代における県と市町村の役割分担、④情報ハイウェイ等の活用、⑤総合調整機能及び住民サービスの維持の視点から見直すこととした。上記視点から、早期に取り組むものとして、現行の9局体制を基に、地方振興局内部組織の見直し、出先機関の見直し及び事務の整理合理化等を挙げ、将来の方向性については、地方分権の進展や市町村合併の動きが具体的になる数年の間に抜本的な見直しを検討することとした。
- (3) 平成15年11月20日に決定した第3次岡山県行財政改革大綱においては、改革の基本的視点として、①地方分権時代における県の役割の見直し、②時代の変化に対する的確な対応、③県民本位の開かれた県政の推進、④効率的で質の高い行政運営の推進、⑤持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進を挙げている。上記基本的視点の下、改革の具体的取組の一つに、地方振興局を市町村合併特例法の期限後の平成17年4月に再編することを挙げ、そこでは、地方振興局が担うべき機能として、①総合出先機関としての機能（総合調整機能）、②広域行政支援機能、③行政分野ごとの出先機関としての機能、④住民サービス機能を挙げ、再編の方向性として、今後地方振興局は、3局又は4局への再編を目指す一方、現地で行う必要がある業務については、地方振興局の出先機関を置いて行うこととした。さらに、事務事業の見直し等により、地方振興局の出先機関の再編、縮小に取り組むとした。
- (4) 上記第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、平成15年12月12日、地方振興局再編プロジェクトチームを発足し、平成16年5月27日、岡山県行財政改革推進本部会議が「地方振興局再編の考え方（案）」を公表した後、同年12月22日、岡山県議会12月定例会で「岡山県県民局設置条例」が議決され、平成17年1月、地方振興局の再編（地方振興局から県民局へ）という冊子が出された。

第4章 「地方振興局の再編」の内容

上記「地方振興局の再編」では、広域的な地域の出先機関として、地域の実態を踏まえた施策を、多様な主体との協働を進めながら迅速・的確に展開することを目指し、また、新しい時代に対応する柔軟でスリムな組織体制の整備を目指すことを目的とした。

そして、再編後の地方振興局が担うべき機能として、①総合出先機関としての機能、②広域行政支援機能、③県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能、④行政分野ごとの出先機関としての機能、⑤住民サービス機能を挙げた。

その上で、再編への取組として、①広域化による機能強化、②多様な主体との協働の推進、③簡素効率的な組織、執行体制の確立を掲げた。

第5章 他県の動向

岡山県以外の他の多くの県においても、総合出先機関についての見直しがなされている。その中でも、千葉県等いくつもの県が、総合出先機関を廃止していることに注意を払う必要がある。

これらの県がなぜ総合出先機関を廃止したかの調査をしたところ、多くの県から以下のとおりの回答がなされた。すなわち、「まず、財政問題に直面する中で、総合出先機関の機能を強化させつつ、簡素で効率的・効果的な機関にするために見直しをしてきた。ところが、市町村合併が進む中、地域の課題に最も的確に対応し得る主体は市町村であることから、地域行政は、総合出先機関が担うのではなく、市町村が担うべきと考えた。その上で、複雑化・広域化している地域の問題は本庁において対応する一方、地域において必要とされる県民サービスについては、それぞれ地域機関を設置して対応することとした。」ということであった。

第6章 監査に当たって

今回の県民局への再編は、厳しい財政状況の中で、スリムな組織体制の整備をすること、及び、市町村合併に伴い市町村への権限移譲が進んでいる中で、地域の実態を踏まえた施策を多様な主体との協働を進めながら迅速・的確に展開できる広域的な地域の出先機関を設置することを目指したものであった。

そこで、まず、地方振興局から県民局への再編に伴う削減効果の目標としていた「職員340人程度の純減」及び「(5年間で)合計50億円以上(人件費40億円以上、事務経費等の削減10億円以上)」という点が達成できたのかを監査することとした。

また、県民局の機能強化の一つとして挙げられた「総合調整機能の強化」の表れとして、各県民局がそれぞれ約2億円から約3億円を執行している「地方振興事業調整費」があるところ、これが適法・適正に執行されているかという点、及び同執行が県民にとって経済的合理性のある執行といえるのかという点を監査することとした。

次に、今回の県民局への再編は、上記削減効果の目標にもなっているように、危機的な財政状況の下での再編であったため、経費の削減は最も大きな課題といえよう。そこで、今回の再編により地方振興局時代に比して経費がかえって増加しているものはないかという点、あるいは、二重行政が改善されていないため事務費用等の削減ができていないものはないかという点からの監査をすることとした。他方、財政状況の改善を図るためには、経費の支出を抑えるだけでなく、収入(税収)を増加することが大切である。そこで、県民局への再編後の課税・徴収業務が適正かつ効率的に行われ、その結果徴収率の改善につながっているのかという点の監査もすることとした。

そのほか、県民局へ再編するに当たり、保健所及び農業改良普及センター等の出先機関の見直しをすることとしたが、その結果人件費をはじめとする経費等の支出が適正かつ経済的合理性を持ってなされているかという点も監査することとした。

第7章 包括外部監査の結果と意見

第1節 総論

第1 包括外部監査の結果（総論）

1 岡山県は、平成15年に策定した第3次行財政改革大綱に基づく地方振興局体制から県民局体制への再編を平成21年4月に完成させた。多くの他府県においても同様の再編をしているとはいえ、大変な労力をかけて真摯に取り組んだことは評価に値する。

2 県民局の再編によってできた組織及び所管事務は、「地方振興局の再編」で企図したものと大旨同様の内容となっており、出先機関についても見直しがなされている。

まず、県民局の機能強化として、企画・立案機能の強化のため、地域政策部協働推進室が設置され、「夢づくり協働プログラム」も策定された。なお、同推進室が取り扱う重要な事務事業の一つである地方振興事業調整費の採択方法に問題はなかった。

また、総合調整機能の強化（二重行政の解消）のため、本庁への事務処理権限の引揚げや本庁から県民局への権限委譲などの制度上の見直しがなされた。さらに、運用上の見直しもなされることになっていたが、この点について、どのような見直しがなされたかという確認をしたところ、組織的体系的に運用上の見直しをかけてはいないが、それぞれの現場で見直しているとのことであった。具体的には、市町村補助金の交付事務等について、県民局長がワンストップで処理するように見直し、本庁と県民局の間の単なる経由事務についても見直しがなされたとのことであった。

ところで、市町村支援機能の強化と連携体制の構築として、平成23年4月までに市町村への権限移譲が計画されている合計196事務のうち、現在123事務の権限移譲がなされている。他方、人的支援のための市町村への職員派遣状況は、平成16年をピークに減少傾向にある。これは、平成16年から平成17年にかけて、市町村合併がピークとなっており、その後派遣すべき市町村数が減少したためであり、特段の問題はない。ただ、市町村への更なる権限移譲の観点からは、職員の派遣を積極的に推進すべきと考える。

さらに、再編に伴う削減効果について、職員純減数は目標に達し、人件費の削減額も目標を達成したものの、事務経費等の削減額が目標を下回ったため、合計額の目標は下回る結果となった。

3 県民局へ再編したことによって運営上に何か問題が発生しているかという点について、総論的にいうと、特別大きな問題は存在しない。ただ、経済的合理性等の観点から更なる検討を要する問題として、滞納処分管理がコンピューターシステムと滞納処分票による二重管理となっている点（税務部）、検査業務が2か所に分散している点（健康福祉部）、及び地域事務所で事務が完結できないため地域事務所の職員が県民局に移動することが多くなっている点（農林水産事業部及び建設部）等がある。

4 岡山県は、県民局への再編による事務手続上等の問題点については検討をしたものの、職員数の削減が十分であったのか、あるいは、経費削減が十分であったのかという点はもちろんのこと、

そもそも、県民局への再編が県民に対してどのような利益をもたらしたのかといった県民局への再編そのものに対する検証の機会を設けていないし、今後も、設ける予定はないとのことである。

第2 結果及び意見

1 県民局への再編に対する検証の機会を設けること（意見）

地方振興局から県民局へ多大な労力をかけ移行した。その結果、職員数の削減や人件費を含む経費等の削減に寄与している。

他方、今回の監査により、県民局への再編の目的が十分達成できていないと思われる点が出てきた。その例として、「支局や地域庁舎で事務が完結できるような体制の確立」が達成できていない点が挙げられる。これは、土木工事関連業務を含め、多くの業務を地域事務所で引き続き行うことになったためである。また、十分な市町村支援機能の強化ができていないため、町村に福祉事務所が設置できていないこともその一つの例であり、税務部の滞納整理機構による市町村との連携が不十分な点も同様の問題である。

次に、県民局の再編によってかえって経済的合理性を欠くと思われるものもあった。その例は、職員の移動距離が増加したことである。

上記の問題等があるにもかかわらず、県民局への再編にどのような問題があるのかという点の検証をする機会を設けようとしていないため、県民局への再編における問題点があるのか、あるいは、今後どのような方向にいくべきなのかといったことを検討することができない状態にある。どのように素晴らしい体制であろうとも、作り上げたときからその制度が陳腐化していくというのは経験則上明らかである。

さらに、岡山県が、県民局への再編を考えるに当たり、参考にした5府県のうち、三重県や広島県では既に総合出先機関を廃止し、特に、三重県は、総合調整機能は従来の振興局単位での機能よりは県全体での機能の発揮が求められる状況にあると言い切っている。市町村合併が大きく進展した現在、総合出先機関を廃止するという考えが全国の都道府県の中で一つの流れとなっていることは間違いない。

上記のことから、県民局への再編がなされ1年以上が経過した現在、県民局への再編の検証をする機会を設ける必要がある。

上記の点について、指摘事項とはせず意見にとどめるが、早期に措置がなされることを強く望むものである。

2 二重行政の解消のための運用上の見直しを組織的体系的に行うべきである（意見）

「地方振興局の再編」において二重行政の解消のために運用上の見直しをすると記載されているが、その見直しは、各現場に任せたものであり、組織的体系的に行われていない。せっかく二重行政の解消のために制度上の見直しをかけたにもかかわらず、運用上の見直しを現場任せにしたために、本来見直さなければならない運用上の問題が見過ごされている可能性がある。そこで、二重行政となっている事務がないのかという点の洗い出しを組織的体系的に行い、仮に、その事務が存在する場合には、その対策をすべきである。

第2節 各論

第1款 地域政策部

第1 概要

地方振興局から県民局への再編の目的として、県民の参画と協働を推進する地域出先機関として、地域ニーズを把握し、これを県行政へ反映させるため、県民局の機能の強化、体制の充実を図ることが掲げられた。地域政策部には、協働推進室、総務課、環境課がある。協働推進室は、局の企画・立案機能、総合調整を担う組織として再編時に設置された。同推進室は、総合調整機能の強化を図り、地域住民との協働による施策の展開等に関連した事務事業を実施するなど、地方振興局の再編のねらいを達成するために最も重要な組織である。

他の都道府県では出先機関の見直しにより、出先機関の企画・立案機能を無くし、専門的機能の提供に特化する方針とした自治体も認められた。出先機関を総合出先機関とし企画・立案機能を持たせるか、専門機能に特化させた出先機関とするかにより、組織体制に大きな影響を及ぼしている。

岡山県では、県民局は総合出先機関として、局独自で立案、採択した施策に対する予算を持っているが、厳しい財政状況の影響もあり、県民局が企画・立案機能を十分に発揮することが困難な状況にある。

第2 結果及び意見

1 地方振興事業調整費による事業について、事業の計画段階での評価及び事後の評価を行うべきである（意見）

地方振興事業調整費を事業費として執行される事業について、計画段階で実施による具体的効果、実施後における事業の網羅的評価が行われていない。厳しい県財政の状況下、事業採択については、事業の効果をより真剣に検討するとともに、事後の評価を実施し、今後の事業採択にかす必要がある。

2 県民局における政策立案の対象範囲の見直しを行うべきである（意見）

県民局は、幅広い事業を対象とする政策立案機能を有している。しかしながら、県民局が対象としている事業の一部には、岡山県全体で政策立案すべき事業が含まれているので、現在県民局において行われている政策立案の対象範囲が効率的かについて検討すべきである。岡山県の目指す観光事業の目標が、県外及び国外からの観光客の増加による観光消費額の増加であることから、観光事業に関する政策立案をすべき部署は全県単位で企画できる本庁であると思われる。

他県においては、総合出先機関といった限られた地域における総合調整機能は必要がないとして、総合出先機関を廃止した県もいくつか出ている現在において、より効率的な政策立案をできる部署がどこなのかは十分に検討する必要がある。岡山県の財政状況からすると、優先すべき目標を明確にし、限られた予算の有効な配分方法を検討する必要があると大きく、事業内容によっては一括して本庁の対象範囲とすべきである。

第2款 税務部

第1 概要

地方振興局は、広域的な地域の出先機関として、3県民局へ再編された。東備局、井笠局、高梁局、勝英局の各税務部は廃止され、各種税の賦課・徴収、滞納処分など県民サービスへの影響を最小限にとどめながら、一元的に処理することが効果的な業務や集約することで専門性を増すことができる業務は、各県民局に集約されている。

平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲や、厳しい財政状況などを背景に、特に個人住民税について都道府県と市町村の共同処理により滞納整理部門の徴収体制強化を図っている地方公共団体が増加している。このほかに、滞納整理部門を越えて、税務部門全体に共同処理を活用する事例もある。

第2 結果及び意見

1 収入率向上に向けて、県と市町村が連携して一層効果的な滞納整理を行えるように更なる取組を行うべきである（意見）

岡山県滞納整理推進機構の設置に加え、平成20年度から積極的な滞納整理を行う方針に変更したことにより、収入率は全国平均を上回ったものの、県の厳しい財政状況を鑑みると、更に必要な措置を行うよう改善が求められる。ただし、行き過ぎた滞納整理が実施されないように法令の遵守、適正な事務処理に努めるべきである。

滞納額の縮減を図るには、県税の一部徴収も行う市町村の徴収技術の向上も重要であることから、岡山県滞納整理推進機構への市町村職員の受入れを更に積極的に進めるとともに、岡山県滞納整理推進機構で開拓、蓄積した滞納整理のノウハウを市町村に還元し、県と市町村が連携して一層効果的な滞納整理を行えるように努めることが望まれる。

2 コンピューターシステムと滞納処分票による二重管理から、コンピューターシステムによる一元管理に変更すべきである（意見）

滞納処分と同時にコンピューターシステムから滞納処分票が発行され、これには滞納者の名前、税額、滞納額等が書かれ、滞納処分票の裏には記事欄があり、詳細に経過が記載される。コンピューターシステムと滞納処分票による二重管理であり、また、不適切な管理により滞納処分票を紛失し、滞納者の住所や名前のほか滞納している税の額や納税交渉の経緯などが流出することが考えられるため、コンピューターシステムによる一元管理が望まれる。

3 岡山県滞納整理推進機構を活用するため、参加市町村に対して積極的な働きかけを行うべきである（意見）

市町村が個人市町村民税と併せて徴収する個人県民税の滞納整理を一層強力に進めるため、県と市町村が共同で徴収に当たる岡山県滞納整理推進機構が平成21年4月に設置された。

岡山県滞納整理推進機構の1年間の実績は評価できるが、岡山県滞納整理推進機構に事案を引き継いだのは9市町にとどまっている。県内の個人県民税、個人市町村民税の滞納総額は100億円を超しているところであり、もっと岡山県滞納整理推進機構を活用するための積極的な働きかけが必要である。

4 県民局と市町村の限定的な連携体制を見直し、全県的な新しい組織と税務事務の共同処理の取組を検討すべきである（意見）

岡山県滞納整理推進機構による滞納整理に関する共同処理は、課税部門と徴収部門の部門間における課題や一定の限界もある。

一方、税務事務の一部だけでなく、税務部門全体を共同処理の対象とすることで、課税状況全般の把握など課税部門と徴収部門の連携による効果的な徴収が可能になり、また、各団体に共通する事務の効率化も期待できる。

税務部門全体を共同処理の対象とする場合は、解決すべき重要な課題はあるものの、平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲や、厳しい財政状況などを勘案すると、県民局と市町村の限定的な連携体制を見直し、県・市町村の行政の枠を超えた全県的な新しい組織と税務事務の共同処理の取組を検討する必要がある。

第3款 健康福祉部

第1 概要

1 地方振興局及び保健所の再編

「地方振興局の再編」の中で、健康福祉部の組織については、総合地域事務所としての数を減少し、9地方振興局で行っている業務を3県民局で行うこととした。他方、出先機関である保健所については、見直しを検討することとした。その結果、平成6年になされた保健業務と福祉業務の連携及び一体化の考え方を維持しながら、「岡山県保健所の再編」が発表され、9あった保健所を5保健所と4支所に再編することとなった。

地方振興局時代と同様に、出先機関は、すべて本庁が管轄し、各県民局において、健康福祉部と保健所とが混在した二枚看板となっている。また、支局（地域事務所）で健康福祉課、福祉振興課及び衛生課がなくなった。

2 業務内容

企画調整情報課においては、地方振興事業調整費の調整、重点事項の企画立案、保健医療福祉に関する総合的施策の企画・調整及び連絡調整、表彰、冊子その他各課の調整並びに総務的なこと（庶務、福利厚生等）等を業務内容とし、健康福祉課においては、主に市町村及び関係団体・業者を対象として、介護保険事業、社会福祉施設の指導監査、民生委員・児童委員の育成、高齢者福祉等を業務内容としている。福祉振興課においては、一般人を対象とした福祉事務所としての機能、障害者福祉及び福祉のまちづくりの推進を業務内容としているが、窓口業務のほとんどは市町村で行われている。

保健課においては、精神保健福祉、感染症対策、母子保健対策、難病患者等への各種給付・相談事業、健康づくりの推進等を業務内容としている。

衛生課においては、主に食品、水道、医薬品の衛生を確保するため許可事務及び関係施設への指導監査等とその他食の安全・食中毒防止キャンペーン、薬物乱用防止啓発並びに献血推進事業が行われている。

検査課においては、食品検査、感染症関係検査、水質検査及び排水検査を行っている。検査課が設置されているのは、備前保健所と美作保健所のみであり、備前保健所検査課の管轄は、備

前・備中・備北保健所の3保健所、美作保健所検査課の管轄は、美作県民局管内にある美作・真庭保健所の2保健所である。美作保健所が保有する大型検査機器の主なものは、備前保健所が有している検査機器とほぼ同じものであった。

3 県民局の機能強化

総合調整機能の強化について、本庁から県民局へ権限委譲されたものは特にはなく、二重行政の解消についても組織的かつ意識的に取り組んでいるものはなかった。業務内容においては、具体的な施策は本庁が行い、施策の内容は広域的な施策であり全県にまたがる業務を内容としている。地域住民との協働による施策の展開について、連絡協議会等を頻繁に行い、市町村等との協働事業が行われている。

地域ニーズの県政への反映については、県民局長が各部から企画された事業を取捨選択の上、知事の前でプレゼンテーションを行い、それが認められれば予算が付き事業を行える体制となっている。

市町村支援機能の強化と連携体制の構築について、平成16年以降、保健及び福祉の関係では、28の事務項目について市町村への事務権限移譲が行われ、平成21年4月の岡山市の政令指定都市移行に伴い、325事務項目について、岡山市に対して事務・権限移譲がなされた。平成18年及び平成19年に見られる権限移譲は、岡山市が政令指定都市に移行することを前提として行われたものが多かった。また、岡山県から市町村への職員の派遣人数は、岡山市の政令指定都市移行に伴う派遣を除いて、平成18年をピークに以降減少している。

第2 結果及び意見

1 福祉業務について

(1) 市町村への福祉事務所の設立及び権限移譲に向けて、市町村との人事交流を図るべきである（意見）。

社会福祉法第14条1項で、市において福祉事務所を設置することが義務付けられているところ、市町村合併により町村が市になったことで、各県民局が福祉事務所として対象とする町村数は激減した。また、同条3項には、町村は条例で福祉事務所を設置できる旨規定されており、広島県及び島根県においては町村における福祉事務所設置が進んでいるが、岡山県においては、福祉事務所が設置されている町村数は3町村にすぎない。福祉事務所の町村への権限移譲が遅れているのは、町村の受入れ体制が整っていないためであるが、岡山県は、積極的に人事交流を図っておらず、町村の受入れ体制が整い要望されるのを待って人的派遣等人事交流をしている状態である。

また、現在の体制では、町村が書類の受付等の申請窓口となっているため、県民局の職員が町村に赴いて立ち会うなど無駄が生じている。さらに、地域住民の町村への問い合わせに対しても、町村が対応できずに県民局に問い合わせをするなど弊害が生じている。

上記したように、町村に福祉事務所が設置されることで弊害がなくなり、人員及び経費の削減につながると考えられることから、人事交流等を図るべきである。

(2) 現在県民局で行っている福祉事務所機能以外の福祉業務について、本庁への引揚げを検討すべきである（意見）

各県民局の健康福祉部においては、総合調整機能の強化は行われておらず、むしろ、広域的

な業務を行うため具体的な施策は本庁が行っており、少なくとも健康福祉部においては県民局の総合調整機能という面は重要視されていない。また、地域ニーズへの県政の反映という点について、岡山県においては、県北と県南において地域性（高齢化率等）があり、例えば、本庁において県北や県南で施策を検討するなど広域的な対応をすることで、地域差のニーズを反映することができる。

本庁の出先機関との協働が不十分である問題及び施設等の指導監査の格差が生じているのではないかと業者等からの疑問が生じているといった問題についても本庁へ引揚げがなされることで対応できるようになる。

さらに、福祉事務所機能以外の福祉業務の対象者は、ほとんどが事業主及び市町村であり、広域的な対応をしたとしても県民一人一人の利便性が特に問題になることは少ないものと考えられる。

以上から、福祉事務所機能以外の福祉業務については本庁に引き揚げた方が効率的であり、各県民局の職員数の減少、ひいては人件費の削減につながる。

2 保健業務について

保健所の位置が効率的及び適正であるか検討すべきである（意見）

保健所の業務の中で、衛生課及び検査課を除く保健業務の対象者の多くは、業者や市町村ではなく一般の県民であり、県民の利便性を考えると、県民の身近に保健業務を行う機関が存在することが望ましい。

しかし、備前保健所及び備中保健所は、岡山市及び倉敷市の中心部にそれぞれ設置されているが、岡山市及び倉敷市においては各市が保健所を設置しているため、利用者のいないところに設置されていることとなっている。

また、本所と支所が設置されたことで、様々な問題点が生じており、これらの問題を解決するためには、保健業務については、支所の中で業務が完結する形態を取ることが必要であると考えられる。また、そうすることで、対象者である一般利用者の手続が支所のみで終了するため、一般利用者の利便性にも資することになると思われる。

以上から、保健業務については、支所の形態も含めて、配置を検討すべきである。

3 検査業務について

1 箇所への統合を検討すべきである（意見）

現在、検査課が設けられているのは、備前保健所と美作保健所であり、それぞれが保有している主な検査機器は重複している状況であるところ、1箇所へ統合することで、重複して機械を保有する必要がなくなり、より専門的な機械の保有も可能になるので、経費の削減を図ることができる。また、1箇所に統合し職員を集中させることで、緊急事態においても職員を集めることが容易になる。

この点、1箇所に統合することで、その1箇所で問題が発生した場合の対応及び移動時間が長くなる等の問題がある。しかし、この点については、岡山市及び倉敷市、本庁の出先機関である環境保健センターと協働、民間の専門機関に対し委託することでも解消することができる。

以上から、検査課を統合することで、検査機器及び職員の統合及び削減をすることが可能となり、人件費等の経費削減につながるものとする。

4 全体について

健康福祉部の再編を検討すべきである（意見）

保健業務と福祉業務の一体化を目指してきたが、それぞれの業務内容は異なっており、担当課、担当者も別々でなされている現状があり、統合を目指した一体化が十分になされているとはいえない。むしろ、福祉業務については、福祉事務所を設置し権限移譲を検討すべきであるし、福祉事務所以外の業務については、県民局という単位ではなく、本庁による集約を図っていく方がいいものと考えられる。他方で、対象者が一般人である保健業務については、県民の利便性に反するものになると考えられるため、対象者が一般人となる保健所業務については、むしろ出先機関として個別化を図っていくべきと考える。

これらの観点を踏まえると、健康福祉部の再編を検討すべきである。

第4款 農林水産事業部

第1 概要

農林水産事業部では、ハード事業（農林土木等）・ソフト事業（農林振興等）・普及事業を行っている。ハード事業には、「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等現場に赴くことが多い事務がある。工事の流れは建設部と共通している。県民局になった後、移動距離と移動時間が増加している。ソフト事業には、県下全域で実施されている事業が多い。許認可事務の中には、市町村に権限移譲した事務もある。農業普及事業には、経営方式の普及や地域農業のコーディネートも期待されるようになっており、技術指導だけでなく、マーケティングも含む強い農業の育成支援が課題となっている。

第2 結果及び意見

1 県民局への集中化に伴う移動距離と時間の増加の実態を把握するため、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について調査すべきである（指摘事項）

地方振興局から県民局への組織変更に伴い、職員の移動距離が増加したとの話が多く、多くの職員から寄せられたが、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について、岡山県では、これまで調査を行っていないとのことであった。移動距離の増加は、仕事の効率性の観点から人件費に影響するだけでなく、ガソリン代や車両代などの支出にも影響する。大変な労力をかけて、地方振興局から県民局へという重大な組織変更を行った以上、その効果を正確に把握することは、県民に対する義務である。実態を把握して適切な対策を講じて、無駄を削減するために、実態調査を行うことが必要である。

2 県民局から現場に出張する場合、現場近くの地域事務所への出勤ないし現場への直行直帰を柔軟に認める運用を検討すべきである（意見）

県民局に勤務している者が現場に赴く場合、県民局に出勤し、公用車を使用して現場に赴き、用務を済ませて、県民局に帰ってから帰宅している状況である。管内の地域事務所に近い現場の場合、地域事務所に出勤して現場に赴き、用務を済ませて地域事務所に帰るという方が効率的なケースがある。現場への直行直帰について、許可を得れば自家用車による出張が可能とのことであった。ただし、自家用車の利用を認める場合、事故があった場合のリスク回避を検討する必要がある。

3 地域事務所の工事発注権限を拡大すべきである（意見）

1, 000万円未満の工事について、地域事務所の副部長決裁で地域事務所において入札を行っているが、1, 000万円以上1億円未満は農林水産事業部長決裁、1億円以上2億円未満は県民局長決裁で県民局において入札を行い、2億円以上は本庁で決裁し、県民局で入札を行っている。

県民局で入札を行う場合、地域事務所の担当者が工事関係図書を持って県民局に説明に行く。県民局体制に移行した後、地域事務所管内の工事を発注する場合、地域事務所の担当者は県民局との往復のために、移動距離と時間を要するようになった。

発注金額の割合を勘案して副部長の決裁権を拡大して、地域事務所の工事発注権限を拡大すれば、地域事務所の担当者が説明のために県民局へ赴く回数は減少する。これにより、人件費の面でも交通費の面でも効果が期待できる。

4 農林水産事業部と建設部との人事交流を活発化し、農林土木職の大多数に建設部の事務ができる能力をつけさせるべきである（意見）

「農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化」は、県民局への再編直前に検討されており、効率性のある事務の執行を目指すという意味で興味深い提案である。

ため池やほ場整備などの農業土木特有の工事についても、人事交流によって経験を積むことにより建設部の職員でも対応可能となり得る。

将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。

5 農林水産事業部の「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を建設部に統合し、農林土木と建設部の施工部門を地域事務所に置き、地域事務所に部長と同等の決裁権限を付与して、柔軟かつ効率的な組織体制を検討すべきである（意見）

「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等は、現地で実施すべき業務であり、農林土木と建設部とで工事の進め方に差はない。両者を統合することによって、人員削減も期待できる。

さらに、これによって、移動距離と移動時間の削減による効果だけでなく、同一人が複数の仕事をこなすことによる人件費削減効果が期待できる。現地における災害時の緊急対応体制も強化できる。計画的な社会基盤整備、きめ細やかな管理、仕事量に応じて柔軟な人員配置が可能となる。そして、部長と同等の権限（1億円までの工事についての決裁権限）を付与することにより、ほとんどの工事が地域事務所で完結し、決裁や入札のために大量の書類を持って県民局を往復する必要もなくなる。

島根県では、平成18年、県下7圏域に「県土整備事務所」を設置し、農業土木のうち「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を土木部門と統合し、県下3か所の「農林振興センター」には「調査計画機能」のみを残すという形で、土木部門との統合を実施している。このように、農林水産事業部と建設部のハード部門と一体化することは可能である。

農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化は、岡山県においても検討されていたのであるから、先行実施した島根県の県土整備事務所の取組とその効果を検証すべきである。

6 県が担当しているすべての許認可事務について、再度洗い出しを行い、可能なものはすべて市町村へ事務移譲し、不可能なものについても窓口事務を市町村に事務委託をするべきである（意見）

岡山県の農林水産部門は、市町村への権限移譲が比較的進んでいる。しかし、いまだ県に残っている事務がある。完全に移譲されることなく事務が残っていると、人員を配置する必要が生じるだけでなく、申請窓口を県民局に集中すると、県民は、県民局に赴いて申請しなければならない。県民が近くで申請できるようにするためには、地域事務所に受付部門を残すことが必要になる。

市町村に事務移譲することは、県民サービスの観点からも、県組織のスリム化の観点からも有益である。

7 同じ内容の委託事業や補助事業が各県民局それぞれで行われている例が相当数ある。これら事業のうち、本庁に引き揚げた方が効率的なものがないかどうかに関して、再度、洗い直しをすべきである（意見）

新規就農トータルサポート事業、中山間地域等直接支払交付金など同じ内容の委託事業や補助事業について、3県民局それぞれが行う場合、それぞれに担当者が必要であるが、本庁が担当すれば1名で足りる。

委託や補助を受けている者について、市町村等の公的機関や外郭団体等も多く、本庁へ来させることについての県民負担を考慮する必要のない相手も相当数ある。

現地に赴いて確認する必要や現地の状況を把握する必要があるケースもあるが、現地へ赴く頻度や内容を精査することが必要である。

8 普及指導員について、異動頻度を減らして勤続年数を延ばすべきである（意見）

農業普及活動について、直接農家に赴いて活動することが重要であり、農家との信頼関係が基礎になければならない。信頼関係は個人対個人の関係であり、普及指導員の知識・意欲・人柄などを知って個別の農家から信頼されるまでには一定の時間を要する。短期間で信頼関係を構築することは容易でない。また、収穫までに1年ないし数年かかる作物もある。普及指導員が、農家との信頼関係を構築し、プラン・ドゥー・チェック・アクション（PDCA）という対応を行うためには、ある程度、長期間、同じ部署で活動する必要があるが、農業普及員の勤続年数は、一部の例外を除き、あまりにも短い。同一部署での勤続年数が短いことは県職員全体の特徴であり、この人事は癒着防止には効果があるが、農業普及活動については例外を認めないと効果が上がらない。

9 農業普及部門について、組織の位置づけを再検討すべきである（意見）

農業普及活動は、試験研究機関と農業者の橋渡し役として、試験研究機関との関係を維持しながら、現地で活動を行うという二面性がある。

農業改良普及センターの必置規制がなくなり、岡山県は、農業普及指導センターを県民局の農林水産事業部の一部門に位置づけ、部内の他課との協働に期待したが、普及指導員の活動には変化がない。

また、TPPなど国際的な市場開放圧力が強まる中、農業普及については販売先や販売方法を含めたマーケティングも踏まえた活動が期待されている。農業普及員個人の研修による能力アッ

プでは、到底対応できない状況である。

農業普及については、試験研究機関との協力関係と現地での地道な活動だけでなく、マーケティングの提案も含めた活動が期待される。この3つを機能させることが可能な組織体を検討して、農業普及部門の位置づけについて再検討すべきである。

10 農業普及部門を試験研究機関に戻して、農業普及活動も含めて試験研究機関を独立行政法人化することの是非について調査すべきである（意見）。

青森県や北海道では、試験研究機関を統合して、地方独立行政法人を設立した。農林水産部門については、試験研究の過程で販売可能な商品ができる。試験研究部門は、他の研究機関との協力関係を持つなどして、効率的な運営を行うことが可能である。つまり、試験研究機関は、「経営」という観点を入れることが可能である。

農業普及部門についても、マーケティングという効果が期待されている現状では、「経営」という観点が必要となってきた。「経営」という観点で対応可能な組織体に担わせることによって、普及指導員個人の資質に頼っている農業普及活動から、組織としての農業普及活動に変更できる可能性がある。また、「経営」という観点からみた普及指導員の効率的な配置も可能となり、同一場所での勤続年数の問題もクリアできる。

農業普及活動は、性質上、農業協同組合その他都道府県以外の団体が行うことも可能である（農業改良助長法6条3項参照）が、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるので、効率的に行わせるため、地方独立行政法人が実施するのが相当である。

ただし、協同農業普及事業は、都道府県と農林水産省が協同して行う事業とされており、国から都道府県に対して交付金が支給されている。この交付金を受領できる仕組みを維持することも重要である。

まずは、県内の他の地方独立行政法人（岡山県精神科医療センターなど）の状況から独立行政法人化による効果を分析しつつ、先行した二道県の試験研究機関独立行政法人の状況を調査して、今後の対応について不断の検討を継続すべきである。

第5款 建設部

第1 概要

県民局への再編により、9地方振興局建設部が3県民局建設部に統合され、建設部長が9人から3人に減っている。さらに、課が統合されたことによって管理職の人員が大きく減り、全体の職員数でも一定の削減効果が出ている（もっとも、平成21年4月に岡山市が政令指定都市に移行したことに伴い、国道や県道の管理などの事業を岡山市に移譲したことによって備前県民局で51人減の影響があったとの試算があり、また、公共事業の減少や道路パトロール等の管理業務の一部を民間に委託した影響もあると考えられるため、全体の人員減は再編以外の影響も考慮に入れる必要がある）。

また、建設業許可に係る調査や経営事項審査関係業務は3県民局に集約され、玉野建設事務所及び建部建設事務所は、出先事務所としては廃止した上で、県民局建設部に業務が集約されている。

そして、再編後の体制として、各県民局に副部長 2 人（事務・技術各 1 人）と参事（検査担当） 1 人、各地域事務所に副部長 1 人と参事（検査担当） 1 人を配置している。

この点、地方振興局体制時には、9 地方振興局にそれぞれ局長と建設部長が配置されていたので、原則として地方振興局で事務が完結していた。ところが、県民局体制に再編されて 3 県民局・6 地域事務所となり、地域事務所には建設部長がいないため、決裁権限との関係で一部工事の入札・契約・支払が県民局で行われるようになるなど、地域事務所で事務が完結しない事態が発生することとなった。

その結果、現在ではほとんど毎週、地域事務所の職員が県民局に出張する必要性が生じており、特に、工事の執行に関する事務についてその影響が大きい。

第 2 結果及び意見

1 地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである（意見）

人員と経費の削減、行政効率の向上が求められている中で、地域事務所の事務を完結させるために時間・労力・経費をかけて地域事務所の職員が県民局に出張することは、全くもって非効率というほかない。さらに、業務の担当者と決裁権者が別の庁舎にいたのでは、説明・議論をすることも必然的に少なくなり、意思決定の迅速化も図れない。

この点、平成 17 年 1 月に岡山県が策定した「地方振興局の再編」でも、支局や地域庁舎で事務が完結できるような体制の確立が指向されていた。これは、平成 21 年 4 月の再編完了時には、建設部においても、維持補修や窓口対応業務等を除いて、県民局に業務を集約することを前提にしていたためと考えられる。ところが現実には、土木工事関連業務を含め多くの業務を地域事務所で引き続き行うこととなった。

その原因は、①建設部の業務はなお現場との関連性が強く、②支局機能縮小の前提となる市町村への事務・権限移譲等も十分に進んでいないためと考えられる。

結局のところ、現状では県民局へ再編したためかえって合理的な運営ができなくなっている点があるといわざるを得ない。そこで、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである。

2 工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである（意見）

前記のとおり、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきであるが、体制確立までの当面の方策として、工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである。

特に、平成 17 年 4 月からの第 1 段階で 3 県民局・6 支局体制に移行した際、支局に配置されていた責任者に 4 千万円未満の工事に関する決裁権限が付与されていたことを考慮すると、現在の地域事務所副部長にも同程度の決裁権限を付与することが相当である。

そうすれば、地域事務所内において完結する事務が増え、行政効率が向上する上、権限を与えられた職員が意欲と責任を持って業務に当たり、能力向上にもつながると考えられる。

3 入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである（意見）

地域事務所の副部長は、入札指名委員会及び入札調査委員会に出席するため、ほとんど毎週、県民局に出張しているのが現状である。一堂に会して議論することの利点はあるものの、やはり移動にかかる時間・労力・経費の無駄は否めない。

特に、前記のとおり副部長の権限を強化する場合には、必然的に業務量が増えると考えられ、一層の合理化が必要である。そこで、入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである。

4 建設部と農林水産事業部との人事交流を活発化し、建設土木職の職員に農林土木職の業務ができる能力をつけさせるべきである（意見）

農林水産事業部における結果及び意見で述べたとおりであるが、将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。